

第106回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和3年10月18日（月）
午後2時から午後4時45分まで
- 2 場 所 ひょうご女性交流館 501号室
- 3 出席者 部会長 山下 淳
委員 片山 朋子
委員 小村崎 栄一
委員 住友 聡一
委員 室崎 千重
委員 北川 博巳
- 4 審議案件
第1号議案 姫路市におけるザグザグ恵美酒店の新設に係る県の意見について（法第8条第4項）
第2号議案 姫路市におけるマルアイ広峰店、スギ薬局姫路広峰店の新設に係る県の意見について（法第8条第4項）
- 5 審議の概要 別紙のとおり

審 議 の 概 要

事務局から届出施設の概要（駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等）や、条例審議時の指摘事項等について説明した後、審議を行った。

委員：発生する騒音ごとの予測評価の結果表によれば、地点bと地点cは来客車両の出入口となっているため、最大値が規制基準を超えるのは仕方ないが、地点dは廃棄物収集作業車の音で、来店車両の騒音とは質が異なる。そのため、搬出入車両走行速度を5 km/hにまで低下させるという騒音対策がとられている。

その結果、地点D'で規制基準を下回るようになっている。計算上はこれで結構だが、実際の運用を考えたとき車両走行速度を5 km/hにするということは可能か。

事務局：搬出入車両の運転手に周知するほか、業務用車両専用出入口付近に最徐行の看板を設置している。後退時に鳴るブザー音についても切ると聞いている。また、業務用車両専用出入口から荷さばき施設までの走行距離が短く、速度が出にくいいため、可能と考えている。

委員：計画地西側の通学路に係る安全対策について、詳しく説明されたい。また、住民の意見によって、変更となった事項について、説明されたい。

事務局：通学路の安全対策について、繁忙時には出入口No. 2に交通誘導員を配置するほか、駐車場出入口付近には地元自治会等と協議した結果で決まった歩行者・自転車注意の看板を設置している。

また、地元自治会は駐車場出入口付近見通しが悪くなることを気にさ

れていたが、計画地にはフェンス等の設置はなく、見通しの良い状況となっている。

その他、計画地北西角に北側の市道大津 59 号線の車両通行規制の看板を新たに設置した。

以上の内容で地元自治会から了承をいただいている。

委員：地元自治会から了承をいただいているとのことであったが、この案件に関わらず、出入口が通学路に面する場合は、通学路の安全を確保するために、オープン時や繁忙時だけでなく、通学の時間帯にも交通誘導員を配置して欲しいと考えている。現在、通学路の安全対策の見直しについて、国は各自治体等に点検を働きかけ、安全確保の強化を行っている。

事務局：登校時間帯は、計画地の西側と北側に通学路の安全を確保するためにボランティアのこども見守隊がいると聞いている。しかし、下校時はこども見守隊だけでは対応が難しい状況であると聞いている。繁忙時に交通誘導員を配置することで了承をいただいているが、開店後の状況に応じては交通誘導員の配置を再検討するように、事業者へ伝える。

委員：今後、この案件に限らず、通学路に指定されている道路に出入口を設ける場合は、開店後の通学路の安全に対する配慮について、留意事項への追記を検討されたい。本案件については、引き続き地元自治会としっかり協議をするほか、開店後の状況や地元からの要望等を踏まえて、適切に対応されたい。

(各委員に諮った上で) 原案どおり県意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果：法第8条第4項の規定による県の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。また、店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客等に安全運転を周知するとともに、地元小中学校や自治会との協議に基づき通学路注意の看板を設置するなど歩行者等の安全な通行の確保に努めること。
- 3 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 4 近隣の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。
- 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案2：マルアイ広峰店、スギ薬局姫路広峰店

審議の概要

事務局から届出施設の概要（駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委員：騒音に係る予測地点Aとaの場所が異なっているのはなぜか。

事務局：等価騒音の予測地点は車両走行音の影響が大きいので、車路付近に設定している。発生する騒音ごとの予測・評価に係る予測地点は、車両走行音がなく、キュービクルの影響が大きいのでキュービクル付近に設定している。

委員：計画地南側の用途地域は第二種中高層住居専用地域であるため、現在は田であるが、住宅が建つ可能性がある。遮蔽物がなく、周波数の低いキュービクルや冷凍室外機等の騒音が直接伝わることになるため、数値は基準内ではあるが、苦情の原因になる可能性があることを事業者は十分認識していただきたい。

事務局：事業者に伝える。

委員：既存店舗の正面にある歩行者経路はカラー舗装しているが、増築店舗の正面にも同様にカラー舗装を行うのか。

事務局：同様の仕様で舗装を行うと聞いている。

委員：計画地の前面道路は、競馬場の来客による影響を受けるのか。

事務局：競馬場の主要な駐車場は、計画地前の市道城北6号線の一本北の道路に駐車場出入口を設けているため、大きな影響はないと考えている。また、交通量調査日は競馬場でイベントが行われており、通常より多くの駐車場需要があったと聞いている。このため、市道城北6号線にも一定の交

通量があったと想像できるが、増築後の車線別混雑度及び交差点需要率とも基準値以下であるため、周辺道路の交通処理は支障がないと考える。

委員：計画地駐車場の北側と西側の区画から店舗への歩行者経路は設けないのか。

関係人：歩行者経路を設けるよう計画を変更する。

委員：案件ごとに騒音の予測地点の高さが異なるが、高さの設定にルールはあるのか。

関係人：最も影響の大きい地点を捉えて計算する場合もあるが、多くは予測地点の地盤面から1.2mの高さを1階の予測地点とし、2階以上は階毎に3mを加算している。また、自治体ごとに予測地点の高さのルールは若干異なる。

委員：兵庫県として予測地点の高さについて、ルールはあるか。

事務局：ルールまではないが、周辺状況から妥当な高さで判断している。

委員：既存店舗において、競馬場でイベントが開催されている際の交通について、調査データはあるか。

関係人：データはないが、競馬場利用者が駐車場を利用していたことがあったため、店員による確認は行っていた。しかし、最近馬券の購入もインターネットで行うようになり、競馬場利用者は減少しているため、交通に関しては改善されてきている。

委員：（各委員に諮った上で）原案どおり県意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果：法第8条第4項の規定による県の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。
- 3 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 4 屋外照明、広告物照明等の適切な配置及び運用に配慮し、周辺地域の営農環境に与える影響の軽減に努めること。
- 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。